

主な臨床問題への対応指針

1. 真実の開示

原則として開示する。ただし、患者さんが望まない場合や、臨床試験に参加しているために、担当医も知らない場合はこの限りではない。

2. 精神的判断能力が欠如している患者さんへの対応

適切な代理人の方に説明し、同意を得ることとする。適切な代理人がない場合は、担当医が当院の臨床倫理指針の原則に従い判断する。

3. 法的判断能力のある患者さんの同意が得られない治療

治療によって生じる負担と利益を提示し、その上で、望まない治療は受けない権利を患者さんに認める。ただし、感染症法などに基づき、患者さんの自己決定の権利が制限される場合がある。

4. 宗教的理由により同意が得られない輸血

「近森リハビリテーション病院における宗教的輸血拒否患者に関するガイドライン」に従う。

5. 身体拘束

患者さんの尊厳を尊重し、 unnecessaryな身体拘束は行わない。治療上やむを得ない場合は、医療安全マニュアル「行動制限」の項に従い必要最小限に留める。

6. 虐待事案

当院の「高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待・DV 対応マニュアル」に従う。

7. 心肺蘇生、延命治療

心肺蘇生の有効性について患者さんやご家族、代理人に説明する。

状況に変化があった際は、患者さんの事情に応じ①～④より対応する。

- ①患者さんが意思表示できる間に、延命治療など終末期医療に対する希望を確認し、それを尊重する。
- ②患者さんの意思が確認できない場合で、ご家族等から患者さんの意思が推定できる場合は、それを尊重する。
- ③患者さんの意思が確認も推定もできない場合、ご家族等との話し合いで意見の一致があれば、それを尊重する。
- ④患者さんの意思が確認も推定もできない場合で、ご家族等の意見に一致がみられない場合は、担当医が臨床倫理の原則に従い判断する。また、心肺蘇生術を行わないことを希望し、「同意書」を提出している場合でも、これを撤回することができる。なお、当院ではいかなる場合も積極的な安楽死や自殺補助は認めない。

8. 臨床研究、治験

国等の指針、当院の倫理委員会の指示に従う。

9. その他

近森リハビリテーション病院臨床倫理指針の原則に従う。必要に応じて倫理委員会を開催し、その方針に従う。